

桑名市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月28日

桑名市教育委員会教育長 加 藤 眞 毅

桑名市教育委員会規則第6号

桑名市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則

桑名市学校給食センター条例施行規則（平成16年桑名市教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第9条中「教育総務課」を「学校教育課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の桑名市学校給食センター条例施行規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。